

豊川浄化センター汚泥処理施設等
整備・運営事業

入札説明書

平成26年4月

愛知県

目 次

1	入札説明書の定義.....	1
2	特定事業の選定に関する事項.....	1
	(1) 事業内容に関する事項.....	1
3	事業者の募集及び選定に関する事項.....	13
	(1) 事業者の募集及び選定方法.....	13
	(2) 選定の手順及びスケジュール.....	13
	(3) 応募手続き等.....	14
	(4) 応募者の資格等.....	17
	(5) 入札手続きの方法等.....	21
	(6) 提案の審査及び事業者の選定に関する事項.....	24
	(7) 契約に関する基本的な考え方.....	26
4	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項.....	28
	(1) リスク分担の考え方.....	28
	(2) 事業者の義務等.....	28
	(3) 事業者の責任の履行の確保に関する事項.....	28
	(4) 事業者が付保する保険.....	28
	(5) 事業の実施状況についてのモニタリングに関する事項.....	29
5	公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	30
	(1) 立地条件に関する事項.....	30
	(2) 施設構成等の概要.....	30
6	事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項.....	31
	(1) 係争事由に係る基本的な考え方.....	31
	(2) 管轄裁判所の指定.....	31
7	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	31
	(1) 基本的な考え方.....	31
	(2) 本事業の継続が困難となった場合の措置.....	31
	(3) 融資機関と県との協議.....	31
8	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の協力に関する事項.....	32
	(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項.....	32
	(2) 財政上及び金融上の協力に関する事項.....	32
	(3) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の出融資の取扱いについて.....	32
	(4) その他の協力に関する事項.....	32
9	その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	32
	(1) 情報提供.....	32
	(2) 県議会の議決.....	32

(3) 災害時の協力.....	33
(4) 関連事業.....	33
(5) 問合せ先.....	33

別紙1 既存施設の概要及び本事業における修繕・更新の業務範囲

別紙2 維持管理業務の官民役割分担

別紙3 システムの基本フロー

別紙4 特殊法人等に該当する公共工事発注機関

別紙5 用役費の見積り方法等

別紙6 建設予定平面図

1 入札説明書の定義

この入札説明書（以下「本入札説明書」という。）は、県が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。）に基づき、平成26年3月14日に特定事業として選定した「豊川浄化センター汚泥処理施設等整備・運営事業」（以下「本事業」という。）を実施する事業者を募集及び選定するにあたり、入札参加希望者を対象に交付するものです。なお、この交付は、ホームページでの公表をもって代えることとします。

本事業の基本的な考え方については、平成25年12月26日に公表（平成26年3月14日変更）した実施方針と同様ですが、本事業の条件等については、実施方針に関する質問回答、意見及び提案を反映しています。したがって、応募者は、本入札説明書の内容を踏まえ、応募に必要な書類を提出することとします。

また、別添資料の「豊川浄化センター汚泥処理施設等整備・運営事業要求水準書」（以下「要求水準書」という。）、「豊川浄化センター汚泥処理施設等整備・運営事業契約書（案）」（以下「事業契約書（案）」という。）、「豊川浄化センター汚泥処理施設等整備・運営事業基本協定書（案）」（以下「基本協定書（案）」という。）、「豊川浄化センター汚泥処理施設等整備・運営事業落札者決定基準」（以下「落札者決定基準」という。）及び「豊川浄化センター汚泥処理施設等整備・運営事業様式集」（以下「様式集」という。）は、本入札説明書と一体のものとしてします。

なお、入札説明書等と実施方針等及び実施方針に関する質問回答に相違のある場合は、入札説明書等に規定する内容を優先するものとします。

2 特定事業の選定に関する事項

（1）事業内容に関する事項

ア 事業名称

豊川浄化センター汚泥処理施設等整備・運営事業

イ 事業に供される公共施設の種類

豊川浄化センター汚泥処理施設（濃縮＋消化＋脱水）及びバイオガス利活用施設

ウ 公共施設の管理者

愛知県知事 大村 秀章

エ 事業目的

豊川流域下水道は、昭和55年に供用した流域下水道であり、施設の老朽化が進んでいます。また、社会・経済情勢の大きな変化に伴い、より効果的かつ効率的な事業運営が求められています。

特に、下水処理に伴って発生する下水汚泥の取扱いについて、環境保全に及ぼす影響を考慮した再生利用を進めていくことが、重要な課題の一つとなっています。

従来からも、豊川浄化センターでは、発生する下水汚泥を焼却処分し、焼却灰をセメント原料や農業資材に有効利用していましたが、汚泥の持つエネルギーの有効利用は図られていませんでした。

下水汚泥の大部分を占める有機分は、焼却によりCO₂などの気体として大気中に放出していましたが、焼却前に下水汚泥を発酵させてバイオガスを生成することにより、エネルギー資源として再生利用することが可能であり、豊川浄化センター施設全体の省エネルギー化又は省コスト化につなげることが期待できます。

このため、豊川浄化センターにある休止中の消化槽を再稼動し、良好な水処理を維持しつつ、下水汚泥の安定的な処理を行う一方で、生成されるバイオガスを利活用することによって、汚泥処理費の低減や温室効果ガス排出量の削減を目指すものです。

なお、事業効果をさらに高めるため、民間のノウハウや創意工夫を活用することによって汚泥処理コストを最小限に抑え、県民等が享受できるサービス価値を最大化するため、公共と民間が連携して課題解決に努める手法として、事業方式に PFI（PFI とは「Private Finance Initiative：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ」の略称、民間資金を利用して民間に施設整備と公共サービスの提供をゆだねる手法のことをいう。以下「PFI」という。）を導入することとしました。

上記に示す目的を達成するためには、豊川浄化センター全体の最適化に向けた水処理と汚泥処理の連携が不可欠です。本事業着手後も運営・維持管理期間内において事業者と県及び県が委託する水処理施設管理者とは、協議や調整を重ねながら全体最適化を目指し不断の努力を継続するものとします。

また、豊川浄化センターの水処理施設は、公共用水域の水環境保全のため、一刻たりとも止めることの出来ない極めて重要な設備です。そしてここから発生する下水汚泥の処理は、万一、事故・故障等による運転が停止した場合、水処理に与える影響は甚大であり、社会的に極めて重大な影響を与えるものとなります。事業者はこのことを正しく認識し、その責任と自覚をもって本事業にあたる必要があります。

オ 事業概要

(ア) 事業方式

本事業は、PFI 法に基づき、PFI 事業者（以下、「事業者」という。）が自らの提案をもとに、消化システムの再稼動を含め、豊川浄化センター内の汚泥処理施設（濃縮施設、消化施設及び脱水施設等。以下、「汚泥処理施設」という。）に対して、更新及び修繕等を実施し、その後、運営・維持管理を行う方式（Rehabilitate Operate (RO) 方式）により実施することとします（以下、「汚泥処理事業」という。）。

また、事業者は、下水汚泥から生成するバイオガスを利活用するために必要となる施設（以下、「バイオガス利活用施設」という。）を整備した後、県に施設の所有権を移転し、その後、運営・維持管理を行う方式（Build Transfer Operate (BTO) 方式）により実施することとします（以下、「バイオガス利活用事業」という。）。

上記の「汚泥処理事業」と「バイオガス利活用事業」をあわせて、「豊川浄化センター汚泥処理施設等整備・運営事業」（以下、「本事業」という。）と総称します。また、「汚泥処理施設」と「バイオガス利活用施設」をあわせて、「本施設」と呼称します。

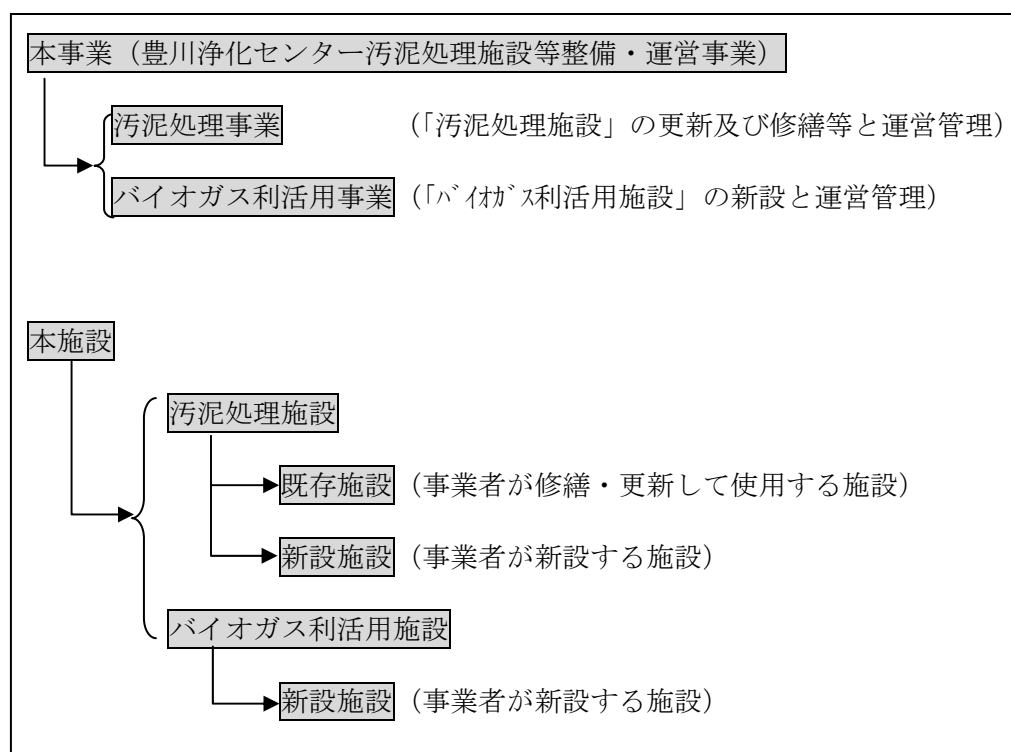


図1 用語の定義

(イ) 事業範囲

a 事業者が行う主な業務（汚泥処理事業）

(a) 設計・建設業務（※1）

① 設計業務

- ・汚泥処理施設の長寿命化計画の策定及び国への申請協力（※2）
- ・汚泥処理施設の新設、更新に係る基本設計及び詳細設計（※3）
- ・上記設計に伴う各種申請等の業務（※4）
- ・設計図書の作成

② 建設業務

- ・汚泥処理施設の新設工事
- ・新設施設及び既存施設の更新工事（長寿命化対策及び既存施設の撤去工事を含む）（※5）
- ・上記建設に伴う各種申請等の業務（※4）
- ・施工管理（工事監理含む）
- ・近隣調整及び準備調査業務

③ 試運転業務

④ その他の業務

- ・県が行う出来高の検査及び完成時の検査への対応
- ・国等関係機関への各種届け出
- ・国の交付金等を活用するために必要な業務に対する県への協力
- ・県の予算を活用するために必要な業務に対する県への協力
- ・完成図書、各種申請図書の提出

(b) 運営・維持管理業務

① 運営業務

- ・汚泥処理施設の運転管理
- ・生汚泥、余剰汚泥の受入
- ・バイオガスの生成及び供給
- ・脱水汚泥の性状管理、引き渡し
- ・返流水の水質管理、引き渡し
- ・他の流域下水道浄化センターからの汚泥（融通処理）の引き取り、汚泥の場外への払い出し

② 維持管理業務（※6）

- ・既存施設及び事業者が新設、更新した施設の修繕工事（※7）
- ・電気需給・事務管理業務等
- ・点検（現場巡回・法令点検含む）・保守業務
- ・電気工作物に係る保安業務
- ・関係法令に係る各種届出

- ・分析・測定業務
- ・ユーティリティ等の調達・管理業務
- ・運営・維持管理業務計画の策定業務
- ・引継業務
- ・その他の業務（廃棄物処分業務、清掃業務、防犯業務、外構維持管理業務、危機管理対応業務、見学者対応、地域住民対応、運営・維持管理業務報告書の作成、データ整理の協力、県の予算を活用するために必要な業務に対する県への協力）

(※1) 「別紙1 既存施設の概要及び本事業における修繕・更新の業務範囲」に示した既存施設は、標準的耐用年数到達年度までは使用を継続するものとし、それ以降の継続使用・更新については、県が想定するライフサイクルコストを下回るなど一定の条件のもとで本事業に応募する事業者（以下、「応募者」という。）の提案に委ねます。また、標準的耐用年数到達年度が本事業の運営・維持管理開始年度以前のものについては、本事業の設計・建設業務において、既存施設の更新を可能とします。

ただし、標準的耐用年数到達年度前であっても、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に規定する処分制限期間を超えており、他のシステムを導入するメリットが大きいと判断される場合（更新により全体の処理効率が大幅に上がるなど標準耐用年数到達年度前に施設を除却した場合の残存価値に対してメリットが上回る等）は、この限りではありません。この場合は、国の了承を必要とします。

なお、県が予定価格算定のために策定した豊川浄化センターの汚泥処理施設の更新内容については、要求水準書の「別紙11 施設更新計画（案）」に示します。

平成31年度末までに実施する業務については、原則下水道法第34条に基づいて本事業で対象となる国の社会資本整備総合交付金等（以下、「国の交付金」という。対象範囲、交付方法等の詳細は「下水道事業の手引き 平成25年度版（日本水道新聞社）」（以下、「下水道事業の手引き」という。）参照。）の活用を想定しています。また、平成32年度以降に実施する業務についても、国の交付金が活用可能であれば、活用することとします。

(※2) 汚泥処理施設を更新する際には、県が策定する長寿命化計画に当該施設を位置付ける必要があります。事業者は、応募時において、施設更新計画（事業期間における施設毎の更新工事の予定年度を示すもの）を提案することとし、施設の状態、更新施設の諸元、ライフサイクルコストの比較検討等の長寿命化計画の策定および申請に必要な資料を作成・提供するなどの協力を県に対して行うこととします。

(※3) 県が想定する基本フローは、「別紙3 システムの基本フロー」に示すとおりですが、既存の消化施設を活用するシステムであれば、応募者の提案により変更が可能です。回収するバイオガスのメタン濃度及び消化ガス発生率も、応募者の提案範囲とします。また、消化する汚泥の量についても、必ずしも全量を要求するものではなく応募者の提案範囲とします。

(※4) 汚泥処理事業の遂行に必要な許認可等のうち、県が取得すべき許認可等以外のもの

- については、事業者が取得するものとし、その取得に係る費用も事業者の負担とします。
- (※5) 更新工事には、長寿命化対策支援制度等に基づく国の交付金対象の修繕を含むものとし
ます。
- (※6) 既存施設の維持管理業務に係る官民役割分担は、「別紙2 維持管理業務に係る業務分担」
に示します。
- (※7) 修繕工事には、長寿命化対策支援制度等に基づく国の交付金対象の修繕は除外するもの
とします。

b 事業者が行う主な業務（バイオガス利活用事業）

(a) 設計・建設業務

① 設計業務

- ・バイオガス利活用施設の新設、更新に係る基本設計及び詳細設計
- ・上記設計に伴う各種申請等の業務（※8）
- ・設計図書の作成

② 建設業務

- ・バイオガス利活用施設の新設工事
- ・新設施設の更新工事（長寿命化対策を含む）（※9）
- ・上記工事に伴う各種申請等の業務（※8）
- ・施工管理（工事監理含む）
- ・近隣調整及び準備調査業務

③ 試運転業務

④ その他の業務

- ・県が行う出来高の検査及び完成時の検査への対応
- ・国の交付金等を活用するために必要な業務に対する県への協力
- ・県の予算を活用するために必要な業務に対する県への協力
- ・再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）に係る国等への各種申請（当制度を
適用する場合に限る）
- ・電気事業法（昭和39年法律第170号）に係る国等への各種届け出
- ・ガス事業法（昭和29年法律第51号）に係る国等への各種申請（製造したガスを他
社に販売する場合に限る）
- ・その他、バイオガス利活用事業の実施に伴う法手続きや関係機関協議
- ・完成図書、各種申請図書の提出

(b) 運営・維持管理業務

① 運営業務

- ・バイオガス利活用施設の運転管理
- ・バイオガスの受入
- ・生成物の販売（バイオガスを販売する場合は、バイオガスの販売、以下同じ。）（※

10)

⑥ 維持管理業務（※11）

- ・事業者が新設、更新した施設の修繕工事（※12）
- ・電気需給契約・事務管理業務等
- ・点検（現場巡回・法令点検含む）・保守業務
- ・電気工作物に係る保安業務
- ・関係法令に係る各種届出
- ・分析・測定業務
- ・ユーティリティ等の調達・管理業務
- ・運営・維持管理業務計画の策定業務
- ・その他の業務（廃棄物処分業務、清掃業務、防犯業務、外構維持管理業務、危機管理対応業務、見学者対応、地域住民対応、運営・維持管理業務報告書の作成、データ整理の協力、県の予算を活用するために必要な業務に対する県への協力）

（※8）バイオガス利活用事業の遂行に必要となる許認可等のうち、県が取得すべき許認可等以外のものについては、事業者が取得するものとし、その取得に係る費用も事業者の負担とします。

（※9）更新工事には長寿命化対策支援制度等に基づく国の交付金対象の修繕を含みます。

（※10）「別紙3 システムの基本フロー」に示すバイオガス利活用施設で製造する電力、精製ガス等（以下、「生成物」という。）の利活用先は、運営・維持管理期間を通じて確実なものに限ります。

（※11）バイオガス利活用施設の全てが対象となります。

（※12）長寿命化対策支援制度等に基づく国の交付金対象の修繕は除外するものとし、

c 県が行う主な業務

(a) 設計・建設に関する業務

- ① 近隣同意の取得・近隣対応
- ② 汚泥処理施設の長寿命化計画の策定及び国への申請（※13）
- ③ 国への交付金等申請手続き
- ④ 事業認可（事業計画）変更手続き
- ⑤ 事業者が行う各種申請の協力
- ⑥ 本事業範囲外の施設の設計・建設に関する業務
- ⑦ 設計モニタリング
- ⑧ 建設モニタリング

(b) 運営・維持管理に関する業務

- ① 生汚泥及び余剰汚泥の供給
- ② 脱水汚泥の受入
- ③ 融通処理汚泥の引き渡し元・払い出し先との調整

- ④ 返流水の受入
- ⑤ 焼却排熱の提供（事業者が提案により望む場合）
- ⑥ 廃棄物処理手続き
- ⑦ 本事業範囲外の用地・施設の維持管理
- ⑧ 運営・維持管理モニタリング
- ⑨ 処理水再利用施設棟への水の供給（※14）

（※13）上述① 事業者が行う主な業務（汚泥処理事業）の（※2）を参照してください。

（※14）”水”とは二次処理水（再利用水原水）及びマイクロストレーナ水を指します。

（ウ）事業期間

本事業の事業期間は、下記に示すとおりです。詳細は、要求水準書を参照してください。

契約締結日～平成 48 年 3 月 31 日

※運営・維持管理の開始日は、平成 28 年 10 月 1 日からとします。

（エ）事業者の収入に関する事項

a 設計・建設業務の対価

(a) 汚泥処理施設

① 平成 31 年度末までに実施する設計・建設業務の対価

事業者が受け取る、平成 31 年度末までに実施する汚泥処理施設に関する設計・建設業務の対価は、表 1 のサービス購入料 A-1-1、A-1-2 とします。

平成 31 年度末までに実施する汚泥処理施設の設計・建設業務には国の交付金を活用することを想定しており、交付金対象となる設計・建設業務の対価（国からの交付金及び県の事業費負担分の双方）をサービス購入料 A-1-1、交付金対象外の業務の対価をサービス購入料 A-1-2 として、それぞれの対価は、当該年度に設計・建設された出来高に応じて支払われます。

なお、交付金対象外の業務には、場内整備工事等（門・柵・塀等）があります。

② 平成 32 年度以降に実施する設計・建設業務の対価

事業者が受け取る、平成 32 年度以降に実施する汚泥処理施設に関する設計・建設業務の対価は、表 1 のサービス購入料 A-2 として、業務実施年度の翌年度から事業終了年度（平成 47 年度）までの間、年度毎に 1 回、元金均等による割賦で支払われます。ただし、事業終了年度に実施する設計・建設業務の対価は、当該年度末に一括で支払われます。

その際の割賦払いに係る金利は、基準金利に事業者の提案によるスプレッドを加えたものとします。基準金利は、業務実施年度の 3 月 29 日（3 月 29 日が日曜日若しくは土曜日の場合はその直前の銀行営業日）の東京時間午前 10 時にテレレート 17143 頁に発表される、東京スワップ・レファレンス・レートとして表示されている 6 か月 LIBOR ベースの 1 年物から 15 年物のスワップレート仲値を使用します。なお、応募時の基準金利については、平成 26 年 6 月 30 日（月）午前 10 時の当該レートを用いることとし、県から各応募グループの代表企業に当該レートを通知することとします。

一方、スプレッドは、事業者が返済年数別に異なった値を提案することを認めます。
また、将来の金利変動リスクについては、事業契約書（案）を参照してください。

ただし、平成 32 年度以降に国の交付金が活用可能となった場合は、交付金対象分（国の交付金及び県の事業費負担分）をサービス購入料 A-2 から差し引いた上で、交付金対象となる設計・建設業務の対価はサービス購入料 A-1-1 と同様の方法により、当該年度に設計・建設された出来高に応じて支払われます。

表 1 汚泥処理施設に係る設計・建設業務の対価の支払い

分類	各対価の内容
サービス購入料 A-1-1	<ul style="list-style-type: none"> 平成 31 年度末までに実施する汚泥処理施設に関する設計・建設業務の対価のうち交付金対象分。 当該年度に設計・建設された出来高に応じた額を支払う。
サービス購入料 A-1-2	<ul style="list-style-type: none"> 平成 31 年度末までに実施する汚泥処理施設に関する設計・建設業務の対価のうち交付金対象分以外。 当該年度に設計・建設された出来高に応じた額を支払う。
サービス購入料 A-2	<ul style="list-style-type: none"> 平成 32 年度以降に実施する汚泥処理施設に関する設計・建設業務の対価。 業務実施年度の翌年度から事業終了年度（平成 47 年度）までの間、年度毎に 1 回、元金均等による割賦で支払う（ただし、事業終了年度に実施する設計・建設業務の対価は、当該年度末に一括で支払う）。 国の交付金が活用可能な場合は、サービス購入料 A-1-1 と同様に、出来高に応じた額を支払う。

(b) バイオガス利活用施設

① 平成 31 年度末までに実施する設計・建設業務の対価

i) 生成物の販売及びサービス購入料による回収

県は、事業者からバイオガス利活用施設を引き渡される際に、設計・建設業務の対価として、施設の利用に対する権利を事業者に付与する予定です。事業者は、当該権利により、生成物の販売を行う権利を得ます。ただし、事業者は、当該権利を他者に譲渡若しくは貸与することはできません。

事業者は、当該権利を基に、平成 31 年度末までに実施するバイオガス利活用施設に係る設計・建設業務に要する費用を生成物の販売で得られた収入により回収するものとします。

ただし、設計・建設業務に要する費用の一部は、バイオガス利活用施設において生成された電気・熱の総熱量のうち汚泥処理事業及び汚泥焼却炉において使用する熱量の割合に応じて、国の交付金の対象となるため、その割合に相当する費用についてはサービス購入料 A-3 として、当該年度に設計・建設された出来高に応じて支払われます。

なお、固定価格買取制度を活用する場合は、下水道事業の手引き p342「発電施設等に対する補助金等交付の考え方」により、送電施設に係る設計・建設業務の対価は「設計・建設業務の要する費用の一部」に含まれないこととなります。

サービス購入料 A-3 の金額の具体的な算定式は以下のとおりです。

サービス購入料 A-3 = 設計・建設業務に要する費用の一部

× 汚泥処理事業及び汚泥焼却炉で使用する熱量(MJ) / 総熱量 (MJ)

表2 バイオガス利活用施設に係る設計・建設業務の対価の支払い

分類	各対価の内容
サービス購入料 A-3	<ul style="list-style-type: none"> ・ バイオガス利活用施設に関する設計・建設業務に要する費用のうち交付金対象分(熱量による按分)。 ・ 当該年度に設計・建設された出来高に応じた額を支払う。

※ 国の交付金を活用できる場合に限る。

ii) 全額サービス購入料による回収

平成 31 年度末までに事業者が提案するバイオガスの利活用方法（例えば、生成物の外部への販売を行わず豊川浄化センター内で使用する場合）によって、設計・建設業務の対価全額に対して国の交付金を活用できる場合は、事業者が受け取るバイオガス利活用施設に係る設計・建設業務の対価は、当該年度に設計・建設された出来高に応じた額が支払われます。

⑥ 平成 32 年度以降に実施する設計・建設業務の対価

事業者は、上記 a(b)① i) に示す施設の利用に対する権利を基に、平成 32 年度以降に実施するバイオガス利活用施設に係る設計・建設業務に要する費用を生成物の販売で得られた収入により回収するものとします。

ただし、平成 32 年度以降に国の交付金が活用可能となった場合は、事業者が受け取るバイオガス利活用施設に係る設計・建設業務の対価は、当該年度に設計・建設された出来高に応じた額が支払われます。この場合、支払った交付金対象分（国の交付金及び県の事業費負担分）をサービス購入料 B から差し引きます。具体的な差し引きの方法は、事業契約締結までに決定します。

(c) 国の交付金について

国の交付金の対象範囲及び国費率は、下水道事業の手引きに示す以下の箇所を参照ください。

- 3-6 基幹事業の交付対象事業となる施設の範囲 (p297～320)
- 3-7 基幹事業の交付対象範囲となる施設の限度 (p321～353)
- 3-8 国費率の区分 (p354～366)

b 運営・維持管理業務の対価

事業者が受け取る、汚泥処理事業に係る運営・維持管理業務の対価は、表3のサービス購入料 B-1、B-2 とします。

また、事業者は、上記 a(b)① i) に示す施設の利用に対する権利を基に、バイオガス利活用事業に係る運営・維持管理業務に要する費用を生成物の販売で得られた収入により回収するものとします。また、生成物の外部販売を行わず、豊川浄化センター内で使用する場合にも、県若しくは県が委託する水処理施設管理者から生成物の対価が支払われます。

なお、事業者は、サービス購入料 B-1、B-2 を低減するために、生成物の販売で得られた収入を汚泥処理事業に係る運営・維持管理業務に要する費用に充当することもできます。

表3 汚泥処理事業に係る運営・維持管理業務の対価の支払い

分類	各対価の内容
サービス購入料 B-1 (固定費)	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の運営・維持管理業務に要する固定費。 ・運営・維持管理期間にわたり、毎月1回、事業契約書に従い、事業者が提示した額(i)を支払う。
サービス購入料 B-2 (変動費)	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の運営・維持管理業務に要する変動費。 ・運営・維持管理期間にわたり、毎月1回、事業契約書に従い、事業者が提示した単価(ii)に、当該月の濃縮汚泥固形物量の実績値を乗じた額を支払う。

※ サービス購入料 B-1 (固定費) + サービス購入料 B-2 (変動費)

$$= (i) + (ii) \times \text{濃縮汚泥固形物量}$$

(オ) 設計・建設業務に係るサービス購入料の妥当性確認

設計・建設業務に係るサービス購入料の支払いの際、県は、国の交付金が目的に合った使途であることや、支払い対価の妥当性について確認を行います。

(カ) 将来の技術革新の際の措置

下水処理等に関する技術革新(事業者自らの創意工夫によると認められない場合)等により、事業者が費用削減が生じた場合、県及び事業者は、サービス購入料の減額を目的として、その算定方法及び支払条件等について見直しのための協議を行い、サービス購入料を減額します。

(キ) 生成物販売収入等の県への配分

事業者が生成物の販売で得た収入及び提案付帯事業で得られた収入のうち10%を県への配分額とし、県はサービス購入料 B からこれを差し引いた額を支払います。

(ク) 事業に必要な法令等の遵守

本事業を実施するに当たっては、PFI 法及び基本方針のほか、関係法令、条例、規則及

び要綱等を遵守することとします。

(ケ) 事業期間終了後の措置

事業者は、事業期間終了の3ヶ月前から引継業務期間として、次に運営・維持管理業務を受託する者に対して引継ぎを行うものとし、事業期間終了時には、当該施設から速やかに退去することとします。

3 事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 事業者の募集及び選定方法

本事業は、設計・建設及び運営・維持管理の各業務を通じて、事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、事業者の募集及び選定の方法は、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札方式を採用します。

なお、本事業は平成6年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO政府調達協定）の対象事業であり、入札手続きには、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令372号）が適用されます。

(2) 選定の手順及びスケジュール

選定に当たっての手順及びスケジュールは、以下のとおりです。

表4 選定の手順及びスケジュール

スケジュール（予定）	内容
平成26年4月11日	入札公告、入札説明書等の公表・交付
平成26年4月14日～4月23日	入札説明書等に関する第1回質問受付
平成26年4月18日	入札説明書等に関する説明会及び第2回現地見学会
平成26年4月21日～7月25日	施設調査 資料閲覧
平成26年5月12日	入札説明書等に関する第1回質問回答の公表
平成26年5月7日～5月16日	参加表明書の受付、参加資格の確認
平成26年5月下旬から6月上旬	資格審査結果の通知 技術対話
平成26年6月6日	入札説明書等に関する第2回質問受付
平成26年6月27日	入札説明書等に関する第2回質問回答の公表
平成26年7月29日	開札（事業提案書の受付）
平成26年9月上旬	事業提案書に関するヒアリング
平成26年10月中旬	落札者の決定及び公表
平成26年10月下旬	基本協定の締結
平成26年12月下旬	事業者との事業契約締結
平成28年10月1日	運営・維持管理開始

(3) 応募手続き等

ア 入札公告、入札説明書等の公表・交付

県は、実施方針等に対する民間事業者等からの意見を踏まえ、入札公告を行い入札説明書等を公表・交付します。

イ 入札説明書等に関する説明会及び第2回現地見学会

本事業に対する民間事業者の参画促進のため、以下のとおり、入札説明書等に関する説明会及び第2回現地見学会を実施します。なお、当日は入札説明書等は配布しないため、必要な場合は愛知県庁下水道課のホームページ (<https://www.pref.aichi.jp/0000070472>) から入手して持参してください。

【開催日時】

平成26年4月18日(金)

入札説明書等に関する説明会 午前11時から正午まで

(受付開始：午前10時30分から)

第2回現地見学会

午後1時30分から午後4時まで

【開催場所】

豊川浄化センター内

入札説明書等に関する説明会及び第2回現地見学会への参加希望者は、入札説明書等に関する説明会及び第2回現地見学会参加申込書(様式1)に必要事項を記入し、FAX又は電子メールにより提出してください。

なお、参加者は各社2名までとします。

申込期限 平成26年4月16日(水)午後5時まで

申込先 愛知県 東三河建設事務所 都市施設整備課

電話 0532-52-1390

FAX 0532-52-1310

メールアドレス higashimikawa-kensetsu@pref.aichi.lg.jp

ウ 施設調査

施設調査への参加希望者は、施設調査申込書(様式2)に必要事項を記入し、FAX又は電子メールにより提出すること。

なお、参加者の人数について、特に制限はありません。

申込期限 平成26年7月18日(金)午後5時まで

申込先 愛知県 東三河建設事務所 都市施設整備課

FAX 0532-52-1310

メールアドレス higashimikawa-kensetsu@pref.aichi.lg.jp

【施設調査の期間】

平成 26 年 4 月 21 日（月）から平成 26 年 7 月 25 日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）
午前 10 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

【施設調査の場所】

豊川浄化センター内

エ 資料閲覧

資料閲覧への参加希望者は、資料閲覧申込書（様式3）に必要事項を記入し、F A X又は電子メールにより提出すること。

なお、参加者の人数について、特に制限はありません。

申込期限 平成 26 年 7 月 18 日（金） 午後 5 時まで
申込先 愛知県 東三河建設事務所 都市施設整備課
F A X 0532-52-1310
メールアドレス higashimikawa-kensetsu@pref.aichi.lg.jp

【資料閲覧の期間】

平成 26 年 4 月 21 日（月）から平成 26 年 7 月 25 日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）
午前 10 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

【資料閲覧の場所】

豊川浄化センター内

【閲覧資料】

要求水準書 9 公開資料のとおり

【その他】

- ・資料閲覧の参加の有無は、評価に関係しない。
- ・資料閲覧の日程は、申込書記載の第三希望までの中から県において調整を行い決定する。
- ・閲覧資料のコピーは、不可とする。

オ 参加表明書、参加資格の確認

本事業への応募者は、参加表明書の受付にあわせて、参加資格を満たすことを証明するため、参加資格確認書類を提出し、参加資格の有無について県の確認を受けること。

参加表明書及び参加資格確認等の提出書類は、様式5から様式9により作成してください。

提出期間 平成26年 5 月 7 日（水）から平成26年 5 月 16 日（金）まで（日曜日、土

提出場所	曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。） 愛知県建設部下水道課計画調整グループ 名古屋市中区三の丸三丁目1-2（郵便番号460-8501）
提出方法	持参又は郵送によります。なお、郵送による場合は、書留郵便とし、愛知県建設部下水道課計画調整グループに平成26年5月16日（金）午後5時までに必着とします。
提出書類	様式集によります。
応募者等の参加資格確認基準日	平成26年5月16日（金）とします。

カ 入札説明書等に関する第1回質問受付、回答公表

愛知県建設部下水道課において、入札説明書等に関する質問を次のとおり受け付けます。

質問の提出方法、書式等については、入札説明書等に関する質問書（様式 4-1）を参照してください。質問に対する回答はホームページにおいて公表する予定です（質問者名は公表しません）。

なお、質問者の権利（質問者の特殊な技術、ノウハウ等）、競争上の地位及びその他正当な利益を害するおそれがあると県が判断したものは、公表から除きます。

また、提出のあった質問のうち県が必要であると判断した場合には直接ヒアリングを行うことがあります。

申込期限	平成26年4月23日（水）午後5時まで
申込先	愛知県建設部下水道課 計画調整グループ
電 話	052-954-6533
FAX	052-972-6416
メールアドレス	gesuido@pref.aichi.lg.jp
回答公表	平成26年5月12日（月）

キ 技術対話

県と本事業の入札参加資格を有する応募者との意思疎通を図るため、平成26年5月下旬から6月上旬に応募者との技術対話を実施する予定です。

この対話は、応募者に本事業の趣旨、入札説明書等の意図を理解してもらい、より高度な提案書作成を促進することを目的として行うものです。

詳細は、参加資格確認書類提出後に代表企業に通知します。

ク 入札説明書等に関する第2回質問受付、回答公表

愛知県建設部下水道課において、入札説明書等に関する質問を次のとおり受け付けます。なお、本事業のPFIに係る内容以外の質問に関しては回答しない場合があります。

質問の提出方法、書式等については、入札説明書等に関する質問書（様式 4-2 から様式 4-7）を参照してください。質問に対する回答はホームページにおいて公表する予定です（質問者名

は公表しません)。

なお、質問者の権利(質問者の特殊な技術、ノウハウ等)、競争上の地位及びその他正当な利益を害するおそれがあると県が判断したものは、公表から除きます。

また、提出のあった質問のうち県が必要であると判断した場合には直接ヒアリングを行うことがあります。

申込期限	平成26年6月6日(金)午後5時まで
申込先	愛知県建設部下水道課 計画調整グループ
電 話	052-954-6533
FAX	052-972-6416
メールアドレス	gesuido@pref.aichi.lg.jp
回答公表	平成26年6月27日(金)

(4) 応募者の資格等

ア 応募者の構成

応募者は「建設に当たる者」、及び「運営・維持管理に当たる者」等から構成される企業グループ(以下、「応募グループ」という。)とし、次の全ての要件を満たすこと。なお、企業単体で次の(ウ)から(オ)までの全ての要件を満たす場合も応募者としての参加資格を有します。

(ア) 構成企業の中から、代表となる企業(以下、「代表企業」という。)を定めていること。

また、参加表明書の提出時に代表企業の名称を明記し、必ず代表企業が応募手続きを行うこと。

(イ) 参加表明書において、本事業に係る業務に携わる応募グループの構成企業(後記2(7)

イに示す特別目的会社から直接に業務の受託・請負をし、かつ特別目的会社に出資する企業)及び協力企業(特別目的会社から直接に業務の受託・請負をするが、特別目的会社に出資はしない企業)として企業の名称及び携わる業務を明記すること。

(ウ) 応募グループの構成企業、協力企業及びこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者は、他の応募グループの構成企業又は協力企業として参加できないこととする。ここで、資本面若しくは人事面において関連がある者とは、次の a、b の基準のいずれかに該当する者とします。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、愛知県工事関係入札者心得書第9条の2第2項の規定に抵触するものではありません。

a 次のいずれかに該当する二者の場合。

(a) 親会社と子会社の関係(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び会社法施行規則(平成18年度法務省令第12号)第3条の規定による子会社という。)にある場合。

(b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

(c) 一方の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

- b その他当該受託者と特別な提携関係があると認められる者。
- (エ) 応募グループの構成企業及び協力企業のいずれも、次の全ての要件を満たすこと。なお、応募者の参加資格の確認基準日は、参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限日とします。
- a 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- b 愛知県会計局指名停止取扱要領又は愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- c PFI 法第 9 条に示される欠格事由に該当しない者であること。
- d 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていない者であること。
- e 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更正手続開始の申立てがなされていない者でないこと。
- ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、更正手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなします。
- f 県が本事業のアドバイザー業務を委託したパシフィックコンサルタンツ株式会社（その子会社を含む。）若しくは日比谷パーク法律事務所又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者（※）でないこと。
- g 愛知県が設置する「豊川浄化センター汚泥処理施設等整備・運営事業に関する PFI 事業者選定委員会」の委員が属する企業、又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者（※）でないこと。
- （※）上記 f、g の要件に係る資本面若しくは人事面において関連がある者とは、次の
- (a)、(b) のいずれかに該当するものとします。
- (a) 当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者（100 分の 50 を超える株式保有者又は出資者が存在しない場合は他の株主又は出資者より特に抜きんでて株式を有し又は出資している者を含む。）。
- (b) 応募企業の代表権を有する役員を兼ねている者。
- h 経営状態が著しく不健全であると認められない者であること。
- (オ) 応募グループの構成企業及び協力企業のうち汚泥処理施設及びバイオガス利活用施設の設計・建設又は運営・維持管理の各業務に当たる者は、それぞれ次の要件を満たすこと。
- なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施できることとします。
- また、次の要件のうち、実績に関する要件の発注元の一つである特殊法人等について

は、「別紙4 特殊法人等に該当する公共工事発注機関」を参照すること。

a 設計・建設業務のうち機械器具設置工事及び電気工事に当たる者は次に掲げる全ての要件を満たすこと。

(a) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、機械器具設置工事業及び電気工事業について特定建設業の許可を受けていること。

なお、複数の者が分担して工事を行う場合は、それぞれの者が、分担する工事について、当該要件を満たしていること。

(b) 本入札に参加する本店又は営業所で機械器具設置工事業及び電気工事業を営んでいること。

なお、複数の者が分担して工事を行う場合は、それぞれの者が、分担する工事について、当該要件を満たしていること。

(c) 平成26年度及び平成27年度愛知県建設部入札参加資格者名簿のうち、「機械器具設置工事業」及び「電気工事業」に登録されていること。

ただし、名簿に登録されていない者で本入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査の申請を行うこと。

なお、複数の者が分担して工事を行う場合は、それぞれの者が、分担する工事について、当該要件を満たしていること。

(d) 平成26年度及び平成27年度の愛知県建設部における入札参加資格において認定された経営事項評価点数が、機械器具設置工事業については900点以上、電気工事業については910点以上であること。

なお、複数の者が分担して業務を行う場合は、少なくとも1者が分担する業務について、当該要件を満たしていること。

(e) バイオガス利活用施設に係る事業の機械器具設置工事及び電気工事を行う者は、国・地方公共団体又は特殊法人等（PFI法に基づく事業等において国・地方公共団体又は特殊法人等との間で事業契約を締結した特別目的会社を含む。以下同じ。）が発注する工事において、元請けとして、過去15年間（平成11年4月1日から参加表明書を提出する前日までをいう。以下同じ。）に、下水汚泥、一般廃棄物等からメタン発酵により生成されるバイオガスの利活用を行う施設の機械器具設置工事又は電気工事（実証プラントでの実績を含む。）を完了した実績を有すること（本事業として提案する施設と同種の施設に係るものに限る。）。

なお、複数の者が分担して工事を行う場合は、機械器具設置工事又は電気工事を行う者のうち、少なくとも1者が、分担する工事と同種の工事実績を有すること。

(f) 汚泥処理施設に係る事業の機械器具設置工事を行う者は、国・地方公共団体又は特殊法人等が発注する工事において、元請けとして、過去15年間に、次の全ての工事を完了した実績を有すること。

なお、複数の者が分担して工事を行う場合は、それぞれの者が、分担する工事と同種の工事実績を有すること。

① 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場（以下「終

末処理場」という。)から発生する下水汚泥を処理する濃縮機の設置工事

⑥ 終末処理場から発生する下水汚泥を処理する消化設備（攪拌機及び加温装置を含むものに限る）の設置工事

⑦ 終末処理場から発生する下水汚泥を処理する脱水機の設置工事

(g) 汚泥処理施設に係る事業の電気工事を行う者は、国・地方公共団体又は特殊法人等が発注する工事において、元請けとして、過去 15 年間に、次の全ての工事を完了した実績を有すること。

なお、複数の者が分担して工事を行う場合は、それぞれの者が、分担する工事と同種の工事实績を有すること。

① 終末処理場に係る高圧受変電設備（遮断器盤又は変圧器盤のいずれかを含む各機器で構成される設備をいう。）の設置工事

② 終末処理場に係る運転操作設備（コントロールセンタ、補助継電器盤及び現場操作盤の全てを含む設備をいう。）の設置工事

b 運営・維持管理業務に当たる者は、次の全ての要件を満たすこと。

(a) 下水道処理施設維持管理業者登録規定（昭和 62 年建設省告示第 1348 号）に基づく登録簿に登録されている者であること。

(b) 平成 26 年度及び平成 27 年度の物件の製造等に係る愛知県競争入札参加資格者名簿のうち、大分類「03 役務の提供等」、中分類「01 建物等各種施設管理」、小分類「08 上・下水道施設管理」のうち「02 下水道施設管理（運転・点検・保守）」に登録されている者であること。

ただし、名簿に登録されていない者で本件入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査の申請を行うこと。

(c) 国・地方公共団体、特殊法人等が発注する業務において、過去 15 年間に、次の全ての業務を国・地方公共団体又は特殊法人等から直接受託した実績があること。

また、複数の者が分担して業務を行う場合は、それぞれの者が、分担する業務と同種の運営・維持管理実績を有すること。

① 終末処理場における水処理施設及び汚泥処理施設（濃縮、消化及び脱水の処理の全てを含むものに限る。）の運営・維持管理業務。ただし、同一箇所で継続して 3 年以上、水処理及び汚泥処理（濃縮、消化及び脱水の処理の全てを含むものに限る。）を一括で行ったものに限る。

② 下水汚泥、一般廃棄物等からメタン発酵により生成されるバイオガスの利活用を行うための施設の運営・維持管理業務（実証プラントでの実績を含む。）。ただし、同一箇所で継続して 1 年以上、本事業として提案する施設と同種の施設で行ったものに限る。

c 上記 a 及び b に示す実績に係る要件については、他社と共同で履行した実績も認めるが、共同企業体の構成員として出資比率が 20%以上のものに限りません。

イ 応募者の構成企業等の変更

応募グループの構成企業及び協力企業が、参加表明書等の提出期限日から本業務の契約を締結する日までの間においてア（ウ）から（オ）までのいずれかの要件を欠く事態が生じた場合は、失格とすること又は落札者決定後は契約を締結しないことがあります。ただし、県がやむを得ないと判断した場合は、応募グループの代表企業を除く構成企業及び協力企業の変更又は追加について認めることがあります。なお、その場合には、変更又は追加をする構成企業又は協力企業がア（ウ）からア（オ）までの全ての要件を満たすことを証明することとします。また、変更又は追加をした場合には、速やかにそれらの証明のための書類を提出してください。

ウ 設計・建設業務もしくは運営・維持管理業務の実施において、共同企業体を形成する場合は、次の要件を満たすこと。

- (ア) 設計・建設業務の実施において、特定建設工事共同企業体を形成する場合には、その構成員のうち、機械器具設置工事及び電気工事に当たる者全てが、ア（ア）から（エ）まで及びア（オ）aの全ての要件を満たすこと。
- (イ) 設計・建設業務の実施において、特定建設工事共同企業体を形成する場合には、その代表者は、次の全ての要件を満たすこと。
 - a ア（ア）から（エ）、（オ）a（a）から（d）までの全ての要件を満たすこと。
 - b 汚泥処理施設に係る事業及びバイオガス利活用施設に係る事業を一括して行う特定建設工事共同企業体の代表者は、ア（オ）a（e）から（g）までの要件のいずれかを満たすこと。
 - c 汚泥処理施設に係る事業のみを行う特定建設工事共同企業体の代表者は、ア（オ）a（f）又は（g）の要件のいずれかを満たすこと。
 - d バイオガス利活用施設に係る事業のみを行う特定建設工事共同企業体の代表者は、ア（オ）a（e）の要件を満たすこと。
- (ウ) 運営・維持管理業務の実施において、共同企業体を形成する場合には、共同企業体の構成員となる企業全てが、ア（ア）から（エ）及びア（オ）bの全ての要件を満たすこと。

エ 再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）の設備認定取得時期に関する制限

落札者の決定前に本事業における再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）における経済産業省による設備認定を取得した応募グループは、失格とします。

（５）入札手続きの方法等

ア 入札書及び事業提案書の受付

資格審査通過者は、入札説明書等に基づき本事業に関する事業計画の提案内容を記載した提案書類提出届（様式 I-1）、要求水準に関する確認書（様式 I-2）、入札価格書（様式 I-3）、入札価格明細書（様式 I-3（別添1））及び事業提案書を県に提出すること。

なお、提出は応募企業又は応募グループの代表企業が提出場所へ持参することとします。提出書類に関する詳細については、様式集を参照してください。

(ア) 入札書及び事業提案書正本 1 部の提出

提出日時 平成26年7月29日（火） 午前10時

提出場所 愛知県自治センター地下 2 階 愛知県入札室
名古屋市中区三の丸三丁目 1 - 2（郵便番号460-8501）

提出方法 持参又は郵送によります。郵送による場合は、書留郵便とし、愛知県建設部
下水道課計画調整グループに平成26年 7 月28日（月）午後 5 時まで必着と
します。

(イ) 事業提案書副本 1 9 部の提出

提出日時・方法 提出日時について 9（5）に示す連絡先に別途申込みを行い、原則当
日持参するものとする。

提出場所 愛知県庁建設部下水道課
名古屋市中区三の丸三丁目 1 - 2（郵便番号460-8501）

イ 入札説明書等の承諾

応募者は、参加表明書の県への提出をもって、入札説明書等の記載内容及び条件を承諾したものとします。

ウ 応募に当たっての費用の負担

本事業の応募に当たっての費用は、全て事業者の負担とします。

エ 入札の辞退

資格審査通過者が、入札を辞退する場合は、事業提案書提出期限までに、入札辞退届（様式 10）を愛知県庁建設部下水道課に提出すること。

オ 入札のとりやめ等

県が公正に入札を執行できないと認められる場合、あるいは競争性が担保されないと認められる場合、県は入札の執行を延期若しくはとりやめることがあります。

カ 入札価格の記載等

(ア) 入札予定価格

本事業の入札予定価格は、次のとおりとします。

入札予定価格 金 7, 9 5 3, 2 8 4, 1 6 0 円（消費税及び地方消費税額を含む）
上記のうち、事業期間中の運営・維持管理費（サービス購入料B-1及びB-2）の
合計額の上限額

金 2, 7 1 1, 2 5 3, 6 0 0 円（消費税及び地方消費税額を含む）

入札参加者の入札価格が上記に示す入札予定価格を上回っている場合、若しくは応募者の提案する運営・維持管理費（サービス購入料B-1及びB-2）の合計額が、上記に示す当該費用の上限額を超えている場合は失格とします。また、入札予定価格には、事業契約書（案）に規定する金利変動、物価変動による増減額は含みません。

なお、本事業の入札予定価格については、県が直接実施した場合の設計・建設業務及び運営・維持管理の費用を算出して合計し、そこから生成物の販売収入（ただし、県への生成物販売収入の配分額を除く）及び事業期間終了時の汚泥処理事業における更新施設の残存価格を差し引いて、算定しています。

（イ）入札価格の記載

入札価格は、様式集に基づいて記載してください。

なお、用役費については、「別紙5 用役費の見積り方法等」を参照してください。

キ 提出書類の取り扱い

（ア）著作権

県の提示した図書の著作権（二次的著作物の創作権及び二次的著作権の利用権を含む。）は県に帰属し、事業提案書の著作権は、入札参加者に帰属します。なお、県は、本事業においての公表時及びその他県が必要と認める場合には、事業提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

（イ）特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負担します。

（ウ）その他

提出を受けた事業提案書については返却しません。提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、県から指示する場合を除き、認めないものとします。

ク 入札保証金

免除します。

ケ 開札

（ア）日時

平成26年7月29日（火） 午前10時

（イ）場所

愛知県自治センター地下2階 入札室

(ウ) その他

入札参加者又はその代理人は開札に立ち会うこと。入札参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、当該入札事務に関係のない県の職員を立ち合わせるものとします。

(エ) 入札の無効

本公告において示した入札参加資格のない者が行った入札、参加表明書等提出資料に虚偽の記載をした者が行った入札、又は入札者心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

なお、入札参加資格のある旨が確認された者であっても、開札時において上記(4)ア(ウ)から(オ)に掲げる資格のない者は入札参加資格のない者に該当します。

コ 県からの提供資料の取り扱い

県が提供する資料は、本事業応募に係る検討以外の目的で使用することはできないものとします。

サ 入札参加者の複数提案の禁止

入札参加者は、1つの提案しか行うことができないものとします。

シ 虚偽の記載をした場合

入札参加者が提出書類に虚偽の記載をした場合は応募を無効とするとともに、虚偽の記載をした者について、所要の措置を講じることがあります。

ス 使用言語及び単位

使用する言語は日本語、単位はSI単位、及び通貨は円に限ります。

(6) 提案の審査及び事業者の選定に関する事項

ア 審査に関する基本的な考え方

落札者の決定に当たり、県は、公平性及び透明性を確保することを目的として、学識経験者等の外部委員を含む豊川浄化センター汚泥処理施設等整備・運営事業PFI事業者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置します。委員会は、提案審査における評価項目の詳細に係る検討及び応募者から提出された事業提案書の審査を行います。委員会の意見を受けて県が定める落札者決定基準は、入札説明書等において示します。

また、県は、委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定します。

なお、県又は委員会が必要であると判断した場合は、入札参加者に対してヒアリングを行うことがあります。

イ 委員会の構成

県が設置した委員会は、以下8名の委員により構成されます。

委員長	奥野 信宏	中京大学総合政策学部 教授
副委員長	津野 洋	大阪産業大学人間環境学部 教授
委員	後藤 尚弘	豊橋技術科学大学環境・生命工学系 准教授
委員	加藤 義人	三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株) 政策研究事業本部名古屋本部 副本部長
委員	田中 義章	愛知県建設部 技監
委員	相津 晴洋	愛知県総務部 総務課長
特別出席委員	西澤 実	公益財団法人 愛知水と緑の公社 豊川事業所長
特別出席委員	大塚 房雄	豊川市上下水道部 上下水道部長

なお、応募企業、応募グループの構成企業及び協力企業が、落札者決定前までに、委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になる目的のため、接触等の働きかけを行った場合は失格とします。

ウ 審査手順

提案の審査は、資格審査と提案審査の2段階で実施します。

(ア) 資格審査

参加表明書とあわせて応募者から提出された資格審査書類をもとに、県は3(4)で示した応募者の資格についての確認審査を行います。

(イ) 提案審査

a 基礎審査

県及び委員会において、入札参加者により提出された事業提案書について、基礎審査事項を充足していることを確認します。

まず県は、入札書に記載された金額が予定価格の範囲内にあることの確認を行います。予定価格の範囲内にあることが確認された入札参加者は、基礎的事項の確認の対象とし、範囲外の入札参加者は失格とします。

次いで県及び委員会は、事業提案書に記載された内容が、本事業の基本的条件及び要求水準について満足していることの確認を行います。

b 総合評価

基礎審査を通過した入札参加者の提案内容に対して、委員会は総合的な評価を行い、最も優秀な提案を行った者を最優秀提案者として選定します。

なお、審査事項の詳細は、落札者決定基準に示します。

エ 提案内容に関するヒアリングの実施

事業提案書の審査に当たって、提案内容の確認のために県又は委員会が必要と判断した場合、基礎審査を通過した入札参加者に対しヒアリングを実施します。

実施時期 平成26年8月頃（予定）

実施内容 実施する場合は、後日、日時、場所、ヒアリング内容等を、応募企業または応募グループの代表企業に連絡するものとします。

オ 落札者の決定・公表

県は、落札者を決定した場合には、その結果を入札参加者に通知するとともに公表します。

カ 事業者の選定

県と落札者は、入札説明書等に基づき契約手続きを行います。なお、事業契約の締結により、落札者を本事業の事業者として選定します。ただし、落札者の事由により事業契約の締結に至らなかった場合は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行います。

キ 事業者を選定しない場合

事業者の募集、審査、評価及び選定の一連の手続きにおいて、応募者あるいは入札参加者が無い、又はいずれの入札参加者も県の財政負担縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業を PFI 事業として実施することが適当でないと県が判断した場合には、事業者を選定せず、この旨を速やかに公表し、特定事業の選定を取り消します。

(7) 契約に関する基本的な考え方

ア 基本協定の概要

県と落札者は、事業契約の締結に先立って、本事業の円滑遂行を果たすための基本的義務に関する事項、落札者の各構成企業の本事業における役割に関する事項及び特別目的会社の設立に関する事項等を規定した基本協定を締結します。

イ 特別目的会社の設立等

落札者は、会社法（平成17年7月26日法律第86号）に定める株式会社として本事業の実施を目的とする特別目的会社を事業契約締結前までに愛知県内に設立することとします。なお、設立する特別目的会社は、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、本事業以外の事業を兼業することはできません。県が兼業を承諾する業務としては、豊川浄化センター内の水処理施設等における清掃業務、外構維持管理業務、消防設備点検業務等の維持管理業務等が想定されます。

応募グループの構成企業の全ては、当該会社に対して出資するものとし、出資比率（議決権割合を基準として算定するものとし、議決権制限を付した株式の発行は認めない。）の合計は、100%とします。また、代表企業の出資比率は出資者の中で最大とします。

なお、全ての出資者は、事業契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行うことはできません。

ウ 事業契約の概要

事業契約は、本施設の設計、建設、運営及び維持管理業務等を包括的かつ詳細に規定する平成 47 年度までの契約とする予定です。

エ 事業契約に関する制限

本事業において、県と事業者で 2 つ以上の契約を締結することは認められません。よって、以下のような事業スキームは認められないこととなります。

(ア) 落札者が汚泥処理事業、バイオガス利活用事業のそれぞれの事業を実施するために 2 つの特別目的会社を設立し、県がそれぞれの特別目的会社と契約するという事業スキームは、1 事業 2 契約となるため認められません。

(イ) バイオガス利活用事業の範囲は、下水汚泥を消化する際に生成されるバイオガス若しくは生成物を売却するまでとします。豊川浄化センター内において特別目的会社から別の企業等に対してバイオガス若しくは生成物を有償譲渡し、バイオガスから生成物を製造、販売するか若しくは生成物を転売することは、県が生成物の販売先へ土地を使用させることになることから、愛知県と生成物の販売先との間で事業契約の締結が必要となるため、認められません。

一方、特別目的会社から別の企業等（ただし、落札者の構成企業及び協力企業は除く）にバイオガス若しくは生成物を有償譲渡し、豊川浄化センターの敷地外においてバイオガスから生成物を製造、販売するか若しくは生成物を転売することは認められることとなります。

オ 事業契約上の債権の取り扱い

(ア) 債権の譲渡

県は、事業者から提供されるサービスを一体のものとして購入することから、事業者が県に対して有する債権（支払請求権）は不可分一体のものとし、事業者は、事前に県の承諾がなければ債権を譲渡することはできません。

(イ) 債権の質権設定及び債権の担保提供

事業者が、県に対して有する債権に対し、質権を設定する場合及びこれを担保提供する場合には、事前に県の承諾がなければ行うことはできません。

カ 契約保証金の納付等

(ア) 事業者は、各施設の新設工事若しくは更新工事において、かかる工事費相当額及び当該額にかかる消費税及び地方消費税の合計額の 10 分の 1 以上に相当する額の契約保証金

を、設計業務の開始までに県に納付するものとし、当該工事期間が完了するまでこれを維持するものとします。

(イ) 契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。

a 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

b 本契約による債務の不履行により生じる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(ウ) 落札者が、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全額又は一部の納付を免除します。

a 本契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

b 本契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

4 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項

(1) リスク分担の考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担することで、より質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の設計、建設、運営及び維持管理上の責任は、原則として事業者が負うものとします。ただし、県が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、県が責任を負います。

予想される主たるリスク及び県と事業者の責任分担、責任分担の程度、具体的な事項については、事業契約書に提示します。

なお、事業契約書の各条項等の解釈について疑義が生じたとき又は事業契約書に特別の定めのない事項については、県及び事業者は、誠実協議の上、リスク分担を決定するものとします。

(2) 事業者の義務等

事業者は入札説明書等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、汚泥処理施設等の機能が十分発揮でき、支障なくサービスが提供できるように、施設の設計、建設、運営及び維持管理を行う義務を負うこととなります。

(3) 事業者の責任の履行の確保に関する事項

事業者は、事業契約書に従って責任を履行することとします。なお、建設工事の履行を確保するために、履行保証保険等による建設工事期間中の履行保証を行うものとします。

なお、詳細については事業契約書（案）等において示します。

(4) 事業者が付保する保険

事業者は、事業契約書（案）に示す保険を付保するものとします。

(5) 事業の実施状況についてのモニタリングに関する事項

ア モニタリングの目的

県は、事業者が事業契約書に定められた業務を確実に遂行し、業務要求水準が達成されているか確認するために、設計・建設業務の監視・確認を行います。また、県は、事業者の財務状況を把握し本事業の継続性・安定性を確認するために、財務諸表の確認などのモニタリングを行います。事業者は、県のモニタリングに協力することとします。

イ モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法については事業契約書において定めます。

ウ モニタリングの実施時期及び概要

(ア) 設計モニタリング（基本設計・詳細設計時）

県は、事業者によって行われた設計が、事業契約書に定める業務要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行います。確認の結果、本施設の設計内容が事業契約書に定めた要求水準及び条件に適合しない場合には、県は設計内容に対する是正指示を行うことができるものとし、事業者は必要な是正措置を行うものとします。また、県は、事業契約書に基づき、サービス対価の減額、損害賠償等の請求、事業契約の解除等の措置を講じるものとします。

(イ) 建設モニタリング（工事施工時）

事業者は工事監理者を設置して工事監理を行い、必要に応じて県から工事施工及び工事監理の状況の確認を受けることとします。また、事業者は、県が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告を行うとともに工事現場での施工状況の確認を受けることとし、確認の結果、本施設の工事内容が事業契約書に定めた要求水準及び条件に適合しない場合には、県は是正指示を行うことができることとし、事業者は必要な是正措置を行うものとします。また、県は、事業契約書に基づき、サービス対価の減額、損害賠償等の請求、事業契約の解除等の措置を講じるものとします。

(ウ) 建設モニタリング（工事完成時）

事業者は、施工記録を用意し、現場で県の確認を受けることとします。この際、県は、本施設の状態が事業契約書に定められた要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行います。確認の結果、本施設の工事内容が事業契約書に定めた要求水準及び条件に適合しない場合には、県は本施設に対する補修又は改造を求めることができるものとし、事業者は必要な是正措置を行うものとします。また、県は、事業契約書に基づき、サービス対価の減額、損害賠償等の請求、事業契約の解除等の措置を講じるものとします。

(エ) 運営・維持管理モニタリング（実施状況）

県は、運営・維持管理業務等において、必要に応じてその実施状況を確認します。確認

の結果、運営・維持管理業務の成果が事業契約書に定めた要求水準及び条件に適合しない場合には、県は運営・維持管理業務内容に対する是正指示を行うことができるものとし、事業者は必要な是正措置を行うものとします。また、県は、事業契約書に基づき、サービス対価の減額、運営・維持管理業務に当たる者の変更及び事業契約の解除等の措置を講じるものとします。

(オ) 運営・維持管理モニタリング（財務状況）

当該財務状況の報告及び県が必要に応じて実施するその他の確認の結果、本事業の継続性・安定性の確保のために必要と認める場合には、県は財務状況についての是正指示を行うことができるものとし、事業者は必要な是正措置を行うものとします。また、県は、事業契約書に基づき、運営・維持管理業務に当たる者の変更及び事業契約の解除等の措置を講じるものとします。

5 公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

(1) 立地条件に関する事項

- ・事業計画地 : 愛知県豊橋市新西浜町地内（県有地）
「別紙6 建設予定平面図」参照
- ・敷地面積 : 36.28ha
- ・都市計画用途区分 : 工業専用地域
- ・形態規制 : 建ぺい率 60%、容積率 200%

(2) 施設構成等の概要

本事業の施設構成は以下を想定しています。詳細は要求水準書において示します。

- ・下水汚泥を処理する施設（焼却を除く）
- ・下水汚泥を消化する際に生成されたバイオガスを活用する施設
- ・なお、「別紙3 システムの基本フロー」は、既存の消化施設を活用するシステムであれば、応募者の提案により変更を可能とします。また、記載のない発電施設、排熱供給施設、汚泥処理施設、脱臭施設等の新設についても応募者の提案により可能とします。

(3) 土地に関する事項

事業者が要求する場合、県は建設工事のために必要な作業用地として、豊川浄化センターの敷地内の一定範囲の土地を、無償で貸与します。詳細は、事業契約書（案）を参照してください。

6 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

(1) 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、県と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に定める具体的な措置に従うものとし、ます。

(2) 管轄裁判所の指定

本事業の契約に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

7 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(1) 基本的な考え方

事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、事業契約書において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定めます。

(2) 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに事業契約の規定に従い次の措置をとることとします。

ア 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

事業者の提供するサービスが事業契約書等に定める県の要求水準を下回る場合、その他事業契約書に定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はそのおそれが生じた場合、県は、事業者に対して改善指示を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることとします。

事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、県は、事業契約を解除することができます。

イ 県の事由により本事業の継続が困難となった場合

事業者は、事業契約書の定めに従い、事業契約を解除することができます。

ウ その他の事由により本事業の継続が困難となった場合

県及び事業者は、事業契約書に具体的に列挙した事由に対して、事業契約書に定める発生事由ごとの適切な措置を講じます。

(3) 融資機関と県との協議

事業の継続性を確保する目的で、県は、事業者に対し資金を貸し出す融資機関と協議を行い、直接協定（ダイレクトアグリーメント）を結ぶことがあります。

8 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の協力に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では法制上及び税制上の優遇措置はありませんが、法令の改正等により、法制上及び税制上の措置が適用される場合には、事業契約書の定めに従い、県と事業者で協議を行います。

(2) 財政上及び金融上の協力に関する事項

本事業は下水道事業に係る国の交付金対象施設であるため、2(1)オ(エ)a設計・建設業務の対価の項目に示すサービス購入料Aの一部に、交付金を充てることを想定しています。したがって、事業者は県が行う交付金申請業務を協力するとともに、会計検査への対応に協力することとします。

(3) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の出融資の取扱いについて

本事業は、株式会社民間資金等活用事業推進機構の出融資の対象事業であり、応募者は自らの責任において当該出融資を利用することを前提として応募することができます。

なお、株式会社民間資金等活用事業推進機構の出融資を確約するものではなく、同機構の出融資の詳細、条件等については、応募者が直接同社に問い合わせを行ってください。

【連絡先】

株式会社 民間資金等活用事業推進機構

電話番号(代表)： 03-6256-0071

(4) その他の協力に関する事項

県は、事業実施に必要な許認可等に関し、必要に応じて事業者の協力を行います。

9 その他特定事業の実施に関し必要な事項

(1) 情報提供

本事業に関する情報提供は、愛知県建設部下水道課ホームページを通じて適宜行います。

(2) 県議会の議決

ア 債務負担行為の設定

県は、債務負担行為の設定に関する議案について、平成26年2月定例県議会で議決を得ています。

イ 仮契約締結後の本契約の不成立

本入札による契約は、PFI法第12条の規定による愛知県議会の議決を要するため、落札者は落札決定後速やかに基本協定を締結し、特別目的会社を設立後、県と特別目的会社との間で仮契約を締結し、愛知県議会の議決を経た上で契約を確定します。

議決を得るまでの間に、落札者が愛知県建設工事指名停止取扱要領の別表各号に掲げる措

置要件のいずれかに該当することが明らかになった場合又は「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に掲げる排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、仮契約を解除し、本契約を締結しないことがあります。この場合においては、愛知県は一切の損害賠償の責任を負いません。

(3) 災害時の協力

事業者は、災害の発生により、愛知県内の市町村を始めとした各污水处理施設管理者がその処理業務を独自では適正に遂行できない場合で、県が豊川浄化センターにおいて応援が可能と判断する場合は、本施設に汚泥を受け入れる等、県の指示に従い協力することが求められます。

(4) 関連事業

ア 水処理、汚泥の焼却処理

豊川浄化センターにおいては、公共用水域の水質保全のため、下水処理場の本来の目的である污水处理が実施されています。また、汚泥の最終処理方法として、焼却処理を実施しており、本事業には、これら関連事業及びこれを行う運転管理者等と相互に連携を図ることが求められます。

イ 大学等が行うバイオマス利活用の実証実験への協力

豊川浄化センター施設において、大学等が実施するバイオマス利活用の実証実験などに対し、事業者は、実験用の汚泥を供給することが必要になります。

汚泥の供給は、基本的に無償譲渡としますが、汚泥譲渡を行うことで、委託業務の遂行が困難になるなどの支障が生じる場合は、協議により費用の負担を求めることができます。

(5) 問合せ先

愛知県建設部下水道課 計画調整グループ
電話番号 052-954-6533
FAX 052-972-6416
メールアドレス gesuido@pref.aichi.lg.jp

別紙1 既存施設の概要及び本事業における修繕・更新の業務範囲

表：既存施設の概要及び本事業における修繕・更新の業務範囲(1)

○：本事業実施に必要となる場合実施
 ×：不可
 -：想定されない

施設種別	名称	形式	分類	年度	耐用年数	到達年度	平成28年9月30日以前 (汚泥処理事業の運営・維持管理開始以前)		平成28年10月1日以降 (汚泥処理事業の運営・維持管理開始以後)		備考		
							更新	修繕	更新	修繕			
既存施設	重力濃縮槽	RC造 内径24.0m×側深 3.0m	躯体	1980	45	2025	×	×	-	-	県が実施		
			防食	1980	10	1990	○※1	○※1	○	○	※2		
			土木付帯物	1980	10	1990	○※1	○※1	○	○			
	1号消化槽	RC造 内径18.0m×側深9.0m	躯体	1984	45	2029	×	×	-	-	県が実施 再利用が必須		
			防食	1984	10	1994	○※1	○※1	○	○	※2		
			建築付帯設備	1985	15	2000	○※1	○※1	○	○	1号消化槽・2号消化槽共通 ※3		
	2号消化槽	RC造 内径18.0m×側深9.0m	土木付帯物	1984	10	1994	○※1	○※1	○	○			
			躯体	1983	45	2028	×	×	-	-	県が実施 再利用が必須		
			防食	1983	10	1993	○※1	○※1	○	○	※2		
	第1次洗浄槽	RC造 内径10.0m×側深3.0m	土木付帯物	1983	10	1993	○※1	○※1	○	○			
			躯体	1986	45	2031	×	×	-	-	県が実施		
			防食	1986	10	1996	○※1	○※1	○	○	※2		
	第2次洗浄槽	RC造 内径10.0m×側深3.0m	建築付帯設備	1986	15	2001	○※1	○※1	○	○	1号洗浄槽・2号洗浄槽共通 ※3		
			土木付帯物	1986	10	1996	○※1	○※1	○	○			
			躯体	1986	45	2031	×	×	-	-	県が実施		
	ボイラー棟(制御棟)	RC造 地上1階 190m ²	防食	1986	10	1996	○※1	○※1	○	○	※2		
			土木付帯物	1986	10	1996	○※1	○※1	○	○			
			躯体	1984	45	2029	×	×	-	-	県が実施		
	機械濃縮棟	RC造 地上3階 642m ²	建築付帯設備	1984	15	1999	○※1	○※1	○	○	※3		
			防食	1990	10	2000	○※1	○※1	○	○	※2		
			土木付帯物	1990	10	2000	○※1	○※1	○	○	※3		
	汚泥棟	RC造 地上3階 3,199m ²	建築付帯設備	1990	15	2005	○※1	○※1	○	○			
			防食	1990	10	2000	○※1	○※1	○	○			
			躯体	1979	45	2024	×	×	-	-	県が実施		
	処理水再利用施設棟	RC造 地上2F建 446m ²	防食	1979	10	1989	○※1	○※1	○	○	※2		
			土木付帯物	1979	10	1989	○※1	○※1	○	○	※3		
			躯体	2009	45	2054	×	×	-	-	県が実施		
	重力量槽汚泥掻き機	中央駆動懸垂型汚泥掻き機	設備	2009	15	2024	○※1	○※1	○	○	※3		
			土木付帯物	2009	10	2019	○※1	○※1	○	○			
			1号機械濃縮機	ベルト型ろ過濃縮機	設備	2009	10	2019	○※1	○※1	○	○	
			2号機械濃縮機	横軸遠心濃縮機	設備	2011	15	2026	×	×	○	○	標準耐用年数到達後に更新可能
			1号脱水機	高効率ベルトプレス脱水機	設備	1999	15	2014	○※1	○※1	○	○	
			2号脱水機	高効率ベルトプレス脱水機	設備	1993	15	2008	○※1	○※1	○	○	
			3号脱水機	高効率ベルトプレス脱水機	設備	1996	15	2011	○※1	○※1	○	○	
			4号脱水機	高効率ベルトプレス脱水機	設備	1999	15	2014	○※1	○※1	○	○	
			汚水返送ポンプ①	ロータリープレス脱水機	設備	2006	15	2021	×	×	○	○	標準耐用年数到達後に更新可能
			汚水返送ポンプ②	水中ポンプ	設備	1998	15	2013	○※1	○※1	○	○	
			乾式脱臭装置	水中ポンプ	設備	2003	15	2018	×	×	○	○	標準耐用年数到達後に更新可能
			ガス貯留タンク	乾式 径2.0m×高5.3m	設備	1985	10	1995	○※1	○※1	○	○	
			余剰ガス燃焼装置	乾式 径15.5m×高17.8m	設備	1985	15	2000	○※1	○※1	○	○	
			1号ケーキ移送コンベア	炉用燃焼型	設備	1985	10	1995	○※1	○※1	○	○	既存設備については補修部品供給無し
			2号ケーキ移送コンベア①	ベルトコンベア	設備	1992	15	2007	○※1	○※1	○	○	
			2号ケーキ移送コンベア②	角槽下部吐成型	設備	1991	15	2006	○※1	○※1	○	○	
			2号ケーキ移送コンベア③	円筒型ベルトコンベア	設備	1993	15	2008	○※1	○※1	○	○	
			2号ケーキ移送コンベア④	円筒型ベルトコンベア	設備	1999	15	2014	○※1	○※1	○	○	
			2号ケーキ移送コンベア⑤	円筒型ベルトコンベア	設備	2010	15	2025	×	×	○	○	標準耐用年数到達後に更新可能
			ケーキ移送ポンプ	ダブルシリンダ型ピストンポンプ	設備	2009	15	2024	×	×	○	○	標準耐用年数到達後に更新可能
			外部ケーキ受入設備	ダブリング型ピストンポンプ	設備	2000	15	2015	○※1	○※1	○	○	
			外部ケーキ搬出コンベア	角槽型受入設備	設備	2001	15	2016	○※1	○※1	○	○	
			外部ケーキ搬出装置	スクリーンコンベア	設備	2001	15	2016	○※1	○※1	○	○	
1号搬出コンベア			角槽下部吐成型	設備	2001	15	2016	○※1	○※1	○	○		
2号搬出コンベア			ベルトコンベア	設備	2014	15	2029	×	×	○	○	標準耐用年数到達後に更新可能	
1~3号脱水機搬出コンベア			ベルトコンベア	設備	2006	15	2021	×	×	○	○	標準耐用年数到達後に更新可能	
生物脱臭塔			スクリーンコンベア	設備	2013	15	2028	×	×	○	○	標準耐用年数到達後に更新可能	
1号活性炭吸着塔	立形カートリッジ2塔式	設備	1996	10	2006	○※1	○※1	○	○				
2号活性炭吸着塔	立形カートリッジ式	設備	1992	10	2002	○※1	○※1	○	○				
No.3生物脱臭装置	立形カートリッジ式	設備	1996	10	2006	○※1	○※1	○	○				
増圧ファン	立形カートリッジ式	設備	2004	10	2014	○※1	○※1	○	○				
	片吸込ターボファン	設備	1996	10	2006	○※1	○※1	○	○				

※1 県の維持管理の支障とならない範囲で平成28年9月30日以前に実施可とする。
 ※2 防食工事に係る部分の修繕・更新は、PFI事業者の事業範囲とする。(防食工事はPFI事業者提案とする)
 ※3 建築付帯設備の管理状況に係る情報は、閲覧対象資料「建築付帯設備修繕記録」を参照のこと。
 ※4 電気設備の修繕・更新の考え方は要求水準書本文を参照のこと。

表：既存施設の概要及び本事業における修繕・更新の業務範囲(2)

○：本事業実施に必要となる場合実施
 ×：不可
 -：想定されない

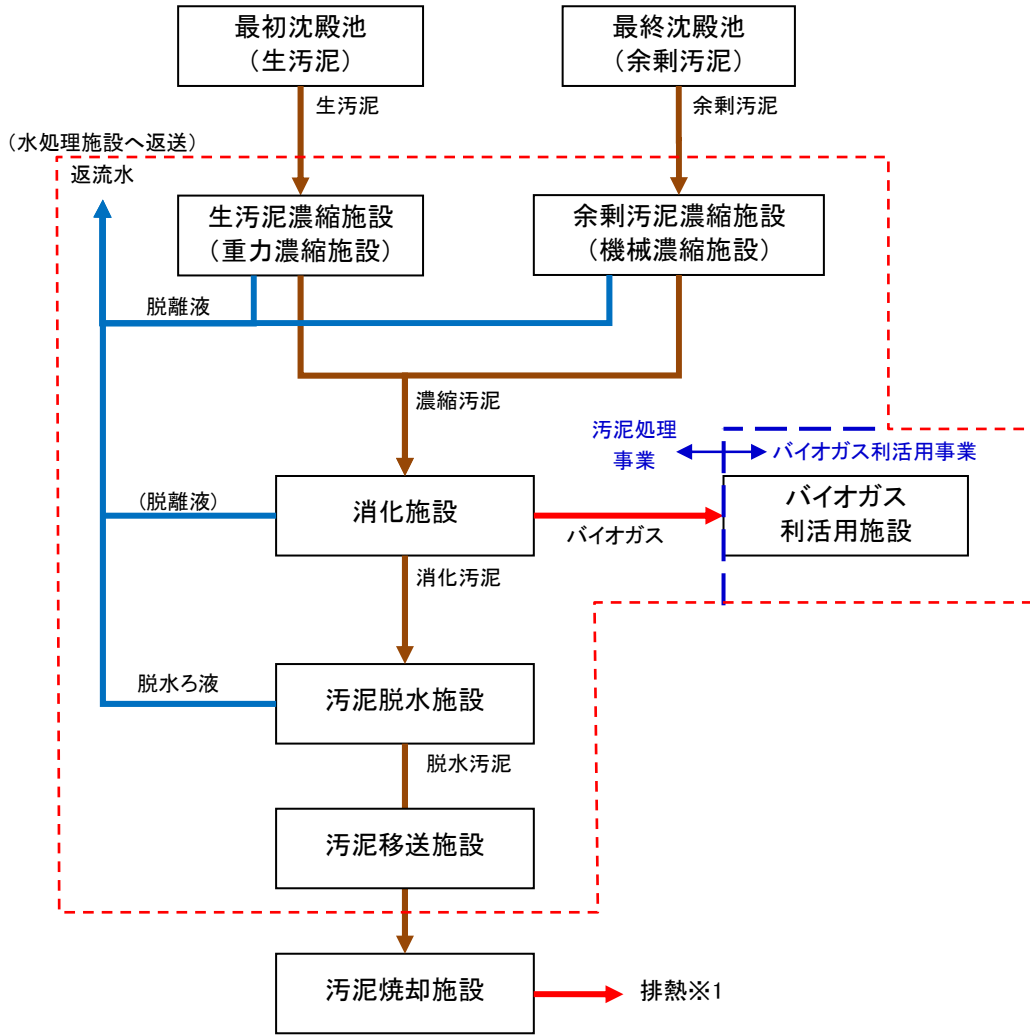
施設種別	名称	形式	分類	年度	耐用年数	到達年度	平成28年9月30日以前 (汚泥処理事業の運営・維持管理開始以前)		平成28年10月1日以降 (汚泥処理事業の運営・維持管理開始以後)		備考
							更新	修繕	更新	修繕	
既存施設	1号脱臭ファン	片吸込ターボファン	設備	1992	10	2002	○※1	○※1	○	○	
	2号脱臭ファン	片吸込ターボファン	設備	1996	10	2006	○※1	○※1	○	○	
	No.3脱臭ファン	片吸込ターボファン	設備	2004	10	2014	○※1	○※1	○	○	
	原水ポンプ	渦巻ポンプ	設備	2009	15	2024、2027	×	×	○	○	標準耐用年数到達後に更新可能
	急速ろ過器	高速繊維ろ過器	設備	2009、2012	15	2024、2027	×	×	○	○	標準耐用年数到達後に更新可能
	逆洗ブロワ	ルーツブロワ	設備	2009	15	2024	×	×	○	○	標準耐用年数到達後に更新可能
	機械濃縮棟用再利用水給水装置	定圧給水ユニット	設備	2009	15	2024	×	×	○	○	標準耐用年数到達後に更新可能
	汚泥棟用再利用水移送ポンプ	渦巻ポンプ	設備	2009	15	2024	×	×	○	○	標準耐用年数到達後に更新可能
	逆洗ポンプ	渦巻ポンプ	設備	2009	15	2024	×	×	○	○	標準耐用年数到達後に更新可能
	焼却設備再利用水移送ポンプ	渦巻ポンプ	設備	2009	15	2024	×	×	○	○	標準耐用年数到達後に更新可能
	排水ポンプ	水中汚水ポンプ	設備	2009	15	2024	×	×	○	○	標準耐用年数到達後に更新可能
	汚泥棟用マイスト水移送ポンプ	渦巻ポンプ	設備	2009	15	2024	×	×	○	○	標準耐用年数到達後に更新可能
	焼却設備マイスト水移送ポンプ	渦巻ポンプ	設備	2009	15	2024	×	×	○	○	標準耐用年数到達後に更新可能
	汚泥棟監視制御設備	屋内型デスク監視盤 等	設備	1992、2009	15	2007、2024	×	×	○※4	○※4	本事業開始後の運用方法は要求水準書本文の通りとする。
	汚泥棟自家発電設備	屋内キュービクル形空冷式	設備	1980	15	1995	○※1	○※1	○※4	○※4	
	汚泥棟無停電電源設備	屋内自立盤	設備	2009	15	2024	×	×	○※4	○※4	
	汚泥棟受変電設備	屋内自立盤	設備	2009	20	2029	×	×	○※4	○※4	本事業開始後の運用方法は要求水準書本文の通りとする。
	汚泥棟電気設備 (建築設備等)	屋内自立盤 等	設備	2009	15	2024	×	×	○※4	○※4	
	電気設備(重力濃縮)	屋内自立盤 屋外型スタンド盤 等	設備	1980～2005	15	1995～2020	×	×	○※4	○※4	
	電気設備(機械濃縮)	屋内自立盤 屋内型スタンド盤 等	設備	1980、2005	15	1995、2020	×	×	○※4	○※4	
	電気設備(汚泥消化)	屋内自立盤 屋内型スタンド盤 等	設備	1985	15	2000	○※1	○※1	○※4	○※4	
	電気設備(汚泥脱水)	屋内自立盤 屋内型スタンド盤 等	設備	1980～2010	15	1995～2025	×	×	○※4	○※4	
	電気設備(汚泥脱臭)	屋内自立盤 屋内型スタンド盤 等	設備	1980～2005	15	1995～2020	×	×	○※4	○※4	
	電気設備(汚泥移送・外部受入・外部搬出・汚水返送)	屋内自立盤 屋内型スタンド盤 等	設備	1980～2005	15	1995～2020	×	×	○※4	○※4	
	電気設備(汚泥焼却)	屋内自立盤 屋内型スタンド盤 等	設備	1980～2005	15	1995～2020	×	×	○※4	○※4	
	電気設備(再利用水)	屋内自立盤 屋内型スタンド盤 等	設備	2009～2012	15	2024～2027	×	×	○※4	○※4	
新規施設				構造物・設備	-	-	-	-	○	○	平成28年9月30日までに設置

※1 県の維持管理の支障とならない範囲で平成28年9月30日以前に実施可とする。
 ※2 防食工事に係る部分の修繕・更新は、PFI事業者の事業範囲とする。(防食工事はPFI事業者提案とする)
 ※3 建築付帯設備の管理状況に係る情報は、閲覧対象資料「建築付帯設備修繕記録」を参照のこと。
 ※4 電気設備の修繕・更新の考え方は要求水準書本文を参照のこと。

別紙2 維持管理業務に係る業務分担

分類	項目	分担		備考	
		県	PFI事業者		
バイオガス利用施設	躯体		○		
	建築付帯物（扉・窓等）		○	・建築物を建設する場合	
	建築機械設備（空調等）		○		
	建築電気設備（照明・分電盤等）		○		
	土木付帯物（足掛金物・蓋等）		○		
	プラント機械設備		○		
	プラント電気設備		○		
	棟内整備		○		
	棟内清掃		○		
	重力濃縮施設	躯体	○		・日常の状態確認はPFI事業者範囲とする
土木付帯物（足掛金物・蓋等）			○		
プラント機械設備			○		
プラント電気設備			○		
消化施設		躯体	○		・日常の状態確認はPFI事業者範囲とする
		土木付帯物（足掛金物・蓋等）		○	
		建築付帯物（扉・窓等）		○	
		建築電気設備（照明・分電盤等）		○	
		プラント電気設備		○	
プラント機械設備			○		
棟内整備		○			
棟内清掃		○			
洗浄槽	躯体	○		・日常の状態確認はPFI事業者範囲とする	
	土木付帯物（足掛金物・蓋等）		○		
	建築付帯物（扉・窓等）		○		
	建築電気設備（照明・分電盤等）		○		
	プラント機械設備		○		
	プラント電気設備		○		
	棟内整備		○		
	棟内清掃		○		
	ボイラー棟（制御棟）	躯体	○		・日常の状態確認はPFI事業者範囲とする ・事業期間中の更新は想定しない
		建築付帯物（扉・窓等）		○	
建築機械設備（空調等）			○		
建築電気設備（照明・分電盤等）			○		
プラント機械設備			○		
プラント電気設備			○		
棟内整備			○		
棟内清掃			○		
機械濃縮棟		躯体	○		・日常の状態確認はPFI事業者範囲とする ・事業期間中の更新は想定しない
		建築付帯物（扉・窓等）		○	
	建築機械設備（空調等）		○		
	建築電気設備（照明・分電盤等）		○		
	土木付帯物（足掛金物・蓋等）		○		
	プラント機械設備		○		
	プラント電気設備		○		
	棟内整備		○		
	棟内清掃		○		
	汚泥棟	躯体	○		・日常の状態確認はPFI事業者範囲とする ・事業期間中の更新は想定しない
建築付帯物（扉・窓等）			○		
建築機械設備（空調等）			○		
建築電気設備（照明・分電盤等）			○	・汚泥棟2階脱水機室のグレーチング床もPFI事業者範囲とする	
土木付帯物（足掛金物・蓋等）			○		
プラント機械設備			○		
プラント電気設備（監視制御設備以外）			○	・監視制御設備は下記参照	
プラント電気設備（監視制御設備）-設備更新前		○		・県と事業者で共用する。監視制御設備を更新する前は県管理。PFI事業者の都合で設備の改造を必要とする場合は県との協議と承諾を必要とする。	
プラント電気設備（監視制御設備）-設備更新後		○		・監視制御設備をPFI事業者で更新した場合はPFI事業者管理。	
消防設備、及び、消防設備稼働用の非常用発電設備		○		・プラント機械設備用の非常用発電設備は無し	
汚泥棟2階電気室・操作室の管理	○				
汚泥棟の商用電源の管理	○		・事業範囲内の電源管理及び事業者所有の高圧線は事業者管理、事業範囲外の電源管理は県管理		
棟内整備	○				
棟内清掃	○				
汚泥移送施設	プラント機械設備		○		
	プラント電気設備		○		
処理水再利用施設棟	躯体	○		・日常の状態確認はPFI事業者範囲とする ・事業期間中の更新は想定しない	
	建築付帯物（扉・窓等）		○		
	建築機械設備（空調等）		○		
	建築電気設備（照明・分電盤等）		○		
	土木付帯物（足掛金物・蓋等）		○		
	プラント機械設備		○		
	プラント電気設備		○		
管廊	管廊内配管設備	○		・生汚泥配管・余剰汚泥配管・再生水配管・マスト水配管・汚水返送管（返流水管）で、責任分界点で区分した配管に限る	
	埋設配管設備	○		・生汚泥配管・余剰汚泥配管・再生水配管・マスト水配管・汚水返送管（返流水管）で、責任分界点で区分した配管に限る	
外構	雨水排水・雑用水	○		・雨水管（側溝含む）、雑用水配管はPFI事業者管理	
	維持管理（草刈、清掃等）	○			
	道路補修	○			
	街路灯、場外電灯の交換	○		・事業用地内の外構とする	
	場内整備	○			

別紙3 システムの基本フロー



事業範囲

※1: 汚泥焼却施設の改造及び排熱利用については応募者の提案により可能とする。
 ※2: 返流水や汚泥について、エネルギー回収以外の有効活用の提案も可能とする。

別紙4 特殊法人等に該当する公共工事発注機関

本入札説明書における「特殊法人等」とは、下記に掲げるものに限りません。

1. 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条に規定されている「特殊法人等」

*注意事項

- ・特殊法人等の改革により、国関連の法人の名称、組織等が変更しているのに注意すること。
- ・旅客鉄道株式会社各社は、同法施行令第1条に規定がないため該当しません。

2. 特別地方公共団体（一部事務組合）

(例)・中津川・恵北環境施設組合（中津川市、福岡町、坂本町、付知町、加子母村、蛭川村、川上村、長野県山口村）

3. 地方公社

- (1) 地方道路公社法に基づき地方公共団体が設立した「道路公社」
「愛知県道路公社」、「名古屋高速道路公社」
- (2) 公有地の拡大の推進に関する法律に基づき地方公共団体が設立した「土地開発公社」
- (3) 地方住宅供給公社法に基づき地方公共団体が設立した「住宅供給公社」

4. 認可（指定）法人等

公共（益）施設を設置又は整備する機関として個別の法律により国の認可、指定等を受けた愛知県が出資している法人とする。

(例)・日本下水道事業団（日本下水道事業団法）

5. その他

上記4以外の地方公共団体が出資している法人

別紙5 用役費の見積り方法等

1. 電気使用料金

電気料金については、事業者の負担であるため、サービス購入料B-1及びB-2として適切に見積り提案してください。なお、現状の単価を参考までに以下に示します。

(1) 基本料金 (税抜き)

$$\begin{aligned} \text{○基本料金 (月額1kwあたり)} &= \text{常時 (力率割引後)} + \text{予備線} + \text{割引} = \\ &1395.14 + 52.00 - 69.76 = \underline{1377.38 \text{ (円/kw・月)}} \end{aligned}$$

(2) 電力量料金 (税抜き)

$$\begin{aligned} \text{○夜間時間の電力量料金 (1kwhあたり)} &= \text{夜間時間} + \text{燃料費調整} + \\ &\text{再エネ賦課金等 (太陽光)} + \text{再エネ賦課金等 (再エネ)} = \\ &7.90 + 2.03 + 0.67 + 0.67 = \underline{11.27 \text{ (円/kwh)}} \end{aligned}$$

※ 夜間時間は22時から8時まで

$$\begin{aligned} \text{○昼間時間の電力量料金 (1kwhあたり)} &= \text{昼間時間} + \text{燃料費調整} + \\ &\text{再エネ賦課金等 (太陽光)} + \text{再エネ賦課金等 (再エネ)} = \\ &9.54 + 2.03 + 0.67 + 0.67 = \underline{12.91 \text{ (円/kwh)}} \end{aligned}$$

※昼間時間は8時から22時まで

$$\begin{aligned} \text{○重負荷時間の電力量料金 (1kwhあたり)} &= \text{重負荷時間} + \text{燃料費調整} + \\ &\text{再エネ賦課金等 (太陽光)} + \text{再エネ賦課金等 (再エネ)} = \\ &11.68 + 2.03 + 0.67 + 0.67 = \underline{15.05 \text{ (円/kwh)}} \end{aligned}$$

※重負荷時間は、7月、8月、9月の10時から17時まで

2. 上水道使用料

上水道使用料については、事業者の負担であるため、サービス購入料B-2として適切に見積り提案してください。なお、現状の単価を参考までに以下に示します。

- ・上水道使用料 (税抜き) : 240円/m³ (豊橋市従量料金101m³/月以上の単価)

3. 脱水汚泥、焼却灰及び返流水負荷に係る県の費用負担増加額

下記に示す、脱水汚泥、焼却灰及び返流水負荷に係る県の費用負担の増加額相当分をサービス購入料B-1及びB-2から控除します。

なお、具体的な費用の計算式は、事業契約書(案)を参照してください。

(1) 脱水汚泥含水率が標準値を超える場合の県の費用負担増

脱水汚泥含水率が標準値 80%を超過した場合に、下記に設定した単価に脱水汚泥量 (wet-t) と脱水汚泥量の含水率 80%換算値 (wet-t) の差分を掛けて増加額を算定する。

なお、単価は、脱水汚泥を産業廃棄物処理することを想定し、設定している。

- ・脱水污泥含水率の標準値超過に伴う増加額の単価（税抜き）：30,000 円/（wet-t）

（2）無機性凝集剤の添加による焼却灰量増加に伴う県の費用負担増

無機性凝集剤の添加による焼却灰量増加について、下記に設定した単価に、無機性凝集剤のうちの金属成分酸化物重量（t）を掛けて増加額を算定する。

なお、単価は、無機性凝集剤のうちの金属成分が全て酸化物として焼却灰中に残存することを想定し、設定している。

- ・無機性凝集剤の添加による増加額の単価（税抜き）：28,000 円/ t

（3）返流水の $\text{PO}_4\text{-P}$ 負荷量が標準値を超過することによる県の費用負担増

返流水の $\text{PO}_4\text{-P}$ 負荷量が標準値 0.07t を超過した場合に、下記に設定した単価に返流水の $\text{PO}_4\text{-P}$ 負荷量の標準値超過分（t）を掛けて増加額を算定する。

なお、単価は、返流水の $\text{PO}_4\text{-P}$ 負荷量の増加分を薬品処理することを想定し、設定している。

- ・返流水の $\text{PO}_4\text{-P}$ 負荷量の標準値超過に伴う増加額の単価（税抜き）：1,000,000 円/ t

（4）返流水の $\text{NH}_4\text{-N}$ 負荷量が標準値を超過することによる県の費用負担増

返流水の $\text{NH}_4\text{-N}$ 負荷量が標準値 0.35t を超過した場合に、下記に設定した単価に返流水の $\text{NH}_4\text{-N}$ 負荷量の標準値超過分（t）を掛けて増加額を算定する。

なお、単価は、返流水の $\text{NH}_4\text{-N}$ 負荷量の増加分をブロワ風量を上げることにより処理することを想定し、設定している。

- ・返流水の $\text{NH}_4\text{-N}$ 負荷量の標準値超過に伴う増加額の単価（税抜き）：120,000 円/ t

